

## 第6回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 ぬくもり部会 議事録

●開催日時：令和6年12月13日（金） 18時30分～20時00分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

|        |                                               |
|--------|-----------------------------------------------|
| 部会長    | 田淵純勝                                          |
| 副部会長   | 雨洗康江                                          |
| 部会員    | 山田正幸 今 順子                                     |
| 庁内検討委員 | 部会長：安部直也<br>部会員：田中明美 川村義一 竹原敏文 奥山幸恵           |
| 事務局    | 企画調整G：近間聡史 服部将大 遠藤 亨<br>市民協働G：大内拓海 鳥海秀充 新関麻亜子 |

●欠席者

|      |            |
|------|------------|
| 副部会長 | 佐藤 拓也      |
| 部会員  | 望月啓一郎 佐藤画美 |

- ◆議題：①協議テーマ「子育て支援・子育て環境」の振り返り  
②第4期基本計画の体系図について  
協議テーマ：「経済支援・虐待・男女共同」

### 【ぬくもり部会】

議題1 協議テーマ「子育て支援・子育て環境」の振り返り

（部会長）

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題（1）「協議テーマ「子育て支援・子育て環境」の振り返り」についてですが、10月31日に開催されました本部会にて、協議テーマ「子育て支援・子育て環境」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなご意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いします。

（事務局\_企画調整G）

10月31日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、基本的な方向1－主要な施策「①地域子育て支援拠点の充実」の「地域子育て支援」という文言が地域の方々が子育てを支援する必要があるように捉えられることから、文言を変更してはどうかという意見がありました。次に、基本的な方向2－主要な施策「②保育所、幼稚園等における保育及び幼児教育の充実」について、保育及び幼児教育は「認定こども園」においても実施していることから「認定こども園」という文言を加えるのはどうかという意見がありました。

これらのご意見を踏まえ、庁内検討委員会で協議した結果を関係部署であるこども育成グループより説明していただきます。

（庁内委員\_こども育成G）

地域子育て支援拠点という文言については、法令用語に位置付けられているため、基本的には変更を考えていません。ただし、わかりづらい表現ということですので、「子育て支援センター等」と付記することで対応したいと考えています。

認定こども園の文言を加えることについては、委員からいただいたご意見のとおり保育所、幼稚園の後ろに加えることとし「保育所、幼稚園及び認定こども園等」にしたいと考えています。

（事務局\_企画調整G）

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第3節－施策1－基本的な方向1－主要な施策「②子育てについての相談及び学習、体験機会の充実」における主要な施策の考え方についてですが、体系図の文言における意見と同様に「認定こども園」も対象となることから主要な施策の考え方の文言に加えるのはどうかという意見がありました。

前回の部会でもご説明しましたが、「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、前回の部会でいただいた皆様のご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署で考え方の記載案を示したものとなります。

先ほども申し上げたとおり、具体的な文案は2月以降に庁内検討委員会で検討し、まとめることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の記載案について、関係部署であるこども育成グループより説明をお願いします。

（庁内委員\_こども育成G）

主要な施策の考え方について、先ほど体系図でもご説明したとおり「保育所、幼稚園及び認定こども園」と加えたいと考えています。

また、第3期基本計画の主要な施策の考え方に「子育て支援センター」と記載されていましたが、「子育て支援拠点（子育て支援センター）等」としたいと考えています。

（事務局\_企画調整G）

次に、主要な施策「③妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援の充実」における主要な施策の考え方についてですが、「伴走型相談支援」という文言の意味合いがわかるように主要な施策の考え方に記載するのはどうかという意見がありました。

こちらのご意見等を踏まえて検討した記載案について、関係部署である健康推進グループより説明をお願いします。

（庁内委員\_健康推進G）

伴走型相談支援の意味合いがわかるようにというご意見をいただきましたので、これを踏まえて、主要な施策の考え方を「全ての妊婦や子育て世帯に対し、安心して出産し子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近に相談に応じ、

様々なニーズに即した必要な支援を行う伴走型相談支援の充実を図ります。」という記述にしたいと考えています。

(事務局\_企画調整G)

いま、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

【意見等なし】

## 議題2 第4期基本計画の体系図について～経済支援・虐待・男女共同～

(部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、本日は「経済支援・虐待・男女共同」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(事務局\_企画調整G)

事務局より、本日の協議テーマのうち、先に「経済支援・虐待」に関する部分について、ご説明させていただきます。

第3節「安心して子どもを生み育てられるまちをつくる」を実現させるための施策  
Ⅰ「子育ての不安と負担の軽減」を実現させるための基本的な方向4「経済的負担等

の軽減の支援」とありますが、第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向4を進めるための主要な施策についてですが、乳幼児に対する医療費の一部助成や幼稚園への就園等における財政的支援を行う「①医療費、保育料、教育費等の支援」、子どものいる家庭への児童手当等を支給する「②子どものいる家庭等への経済的支援等の充実」とあり、どちらも第3期基本計画から変更はありません。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①医療費、保育料、教育費等の支援」について、第3期基本計画に即して言えば、乳幼児に対して医療費の一部を助成することや幼稚園への就園等に際して、財政的支援を行うことで家庭の経済的負担の軽減を図ることとしており、具体的な事業につきましては「子ども医療費助成事業」「教育・保育施設等給付事業」「特定教育・保育補足給付事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②子どものいる家庭等への経済的支援等の充実」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、子どものいる家庭への児童手当等を支給し、子育ての負担軽減を図ることとしており、具体的な事業につきましては「児童手当及び児童扶養手当支給事業」等が位置づけられています。

次に、第3節「安心して子どもを生み育てられるまちをつくる」を実現させるための施策Ⅱについて、第3期基本計画では「児童虐待の防止」としていましたが、こども家庭庁が発足され、こどもの視点で、こどもを取り巻く環境を視野にいれ、こどもの権利を尊重し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする取組を推進することが求められているため、第4期基本計画から「こどもの権利が尊重される社会の実現」と変更し、これを実現させるための基本的な方向1「児童虐待防止の推進」から「こどもの権利擁護の推進」と併せて文言を変更しています。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、第3期基本計画では、要保護児童、虐待が危惧される児童の把握に努め、通告体制の強化を図るほか、地域における支援が必要な家庭の把握及び適切な支援、地域全体で虐待の予防、早期

発見に努めることとして「①児童虐待の予防、早期発見」としていましたが、相談を受けた子どもやその保護者、家庭に対し、早期にその状況を把握し対応する観点から、こどもの相談全般に広く対応する必要があるため第4期基本計画から「①相談支援体制の充実」に変更しています。

次に、関係機関の連携により虐待の早期発見に努め、事案が発生した際は要保護児童対策地域協議会を速やかに開催し、適切に対応する「②児童虐待の適切な対応」については、第3期基本計画から変更ありません。

次に、前回の協議テーマ「子育て支援・子育て環境」でご説明させていただきましたが、第3期基本計画では第3節－施策Ⅰ－基本的な方向1－主要な施策「②地域子育てボランティアの育成と活用」が位置づけられており、考え方として、地域の子育て経験者等の知識及び経験を活用を図り、地域ボランティアとして育成し、地域の子育て支援の充実を図ることとしており、具体的な取組として、こどもショートステイ事業にて里親に受入の協力依頼する等、こどもの養育相談に関する取組を進めています。

このことから、いまご説明している基本的な方向1「こどもの権利擁護の推進」に位置づけることが妥当であることから、「③こどもの養育環境の充実」と文言を変更し、こちらに移動しています。

以上で、「経済支援・虐待」に関する体系図の説明を終わりますが、

前回と同様に体系図案に参考で記載している「第3期基本計画における主要な施策の考え方」が、第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないか等、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかといった議論をしていただければと思います。

以上となります

(部会長)

ありがとうございます。先に、テーマ「経済支援・虐待」に係る体系図の文言について1つずつ、体系図案に記載されている「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、第4期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第3節「安心して子どもを生み育てられるまちをつくる」を達成するための施策Ⅰ「子育ての不安と負担の軽減」、これを達成するための基本的な方向4「経済的負担等の軽減の支援」、基本的な方向4を進めるための主要な施策「①医療費、保育料、教育費等の支援」について、第3期基本計画から変更なしとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

#### （庁内委員\_年金・長寿医療G）

こども医療費の助成については、国や都道府県、市区町村からの助成が行われています。病院を受診した際の医療保険の各法律に定められた受診負担割合は3割となっていますが、未就学児の負担割合は全国一律で2割負担となっています。これに加え、未就学児の通院・入院、小学生の入院については、北海道と市の助成により、世帯の課税状況に応じて、自己負担は初診時の一部負担金のみもしくは負担割合が1割負担となっています。

また、市独自の取り組みとして、小学生の通院、中学生及び高校生世代までの通院・入院の助成を行っており、世帯の課税状況に応じて、自己負担は初診時の一部負担金のみもしくは負担割合が1割負担となっています。

こどもの医療費の助成については、各自治体の裁量で助成が実施されているため、助成の対象や内容は全国で一律となっていません。本市は経済圏が重なる室蘭市、伊達市と協議し、あわせて本年8月に高校生世代まで医療費助成の拡大を実施しているため、第4期基本計画でも継続して取り組みたいと考えています。

#### （庁内委員\_こども育成G）

3歳以上で幼稚園・保育所に通われている方は無償となっており、副食費分のみ負担していただくこととなっています。

また、特定教育・保育補足給付事業については、生計が困難な方に対し、支援を行っており、引き続き、事業を実施していきます。

今後は、0歳児から2歳児における保育料を下げる施策について、現在、精査中で

あり、実施する予定としています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、主要な施策「②子どものいる家庭等への経済的支援等の充実」について、第3期基本計画から変更なしとのことですが、第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向4「経済的負担等の軽減の支援」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、これまでの意見と前回の協議内容を踏まえまして施策Ⅰ「子育ての不安と負担の軽減」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、施策Ⅱ「こどもの権利が尊重される社会の実現」を達成するための基本的な方向1「こどもの権利擁護の推進」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①相談支援体制の充実」について、第3期基本計画から文言を変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_こども家庭 G)

相談支援体制の充実については、児童虐待の事案に関わらず、こどもの貧困やヤングケアラー等、より幅広い意味でこどもの権利を守ることが必要であると考えています。そのため、相談の対応や関係機関の調整等、こどもの相談全般に広く対応する必要があり、主要な施策の文言を変更したいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、主要な施策「②児童虐待の適切な対応」について、第3期基本計画から変更なしとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_こども家庭 G)

主要な施策の文言についての変更はありませんが、引き続き関係機関との連携により、児童虐待事案が発生した場合には、要保護児童対策地域協議会を速やかに開催し、対象児童の所属機関の関係者の方と児童相談所などの各支援機関において必要な支援を行う必要があると考えています。

(部会長)

要保護児童対策地域協議会の人数、開催タイミング、これまでの実績などについて教えていただきたいです。

(庁内委員\_こども家庭 G)

要保護児童対策地域協議会については、支援が必要な児童が所属している機関だけでは対応が難しく、様々な機関との連携による支援が必要であるとなった場合に、本協議会において当該案件を受理し、支援の方針等を協議するものとなります。

協議会に参加される方は、基本的には市の職員及び児童相談所の職員が入りつつ、支援が必要な児童が所属している機関の関係者やケースによっては民生委員の方に入っていただくこともあります。

協議会の開催回数については、令和5年度は24回開催しています。また、参加人数は概ね10人前後くらいであり、年に1度の各関係機関の代表者が集まる場では20人前後が参加しています。

(部会長)

こどもの虐待についてはどのように把握しているのでしょうか。

(庁内委員\_こども家庭G)

様々なケースがありますが、関係機関には、例えば、泣き声が聞こえるや病院の診断時等、虐待が疑われる場合には連絡していただくよう体制を整えています。

(部会長)

要保護児童対策地域協議会という文言が難しいため注釈を入れる等わかりやすい形式で計画を作成していただきたいと思います。

(事務局\_企画調整G)

計画としてまとめる際にはわかりやすい表現になるように進めていきたいと思えます。

(部会長)

次に、主要な施策「③こどもの養育環境の充実」について、第3期基本計画では施策Ⅰ－基本的な方向1「地域での子育て支援」に位置づけられていましたが、第4期基本計画では移動し、文言を変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員\_こども家庭G)

こどもショートステイ事業は、児童養護施設や市内の里親に一時的に児童を養育していただく事業となっています。里親については、親の病気や離婚等、家庭で暮らせ

なくなったこどもを迎え入れていただける方であり、児童福祉法によって定められています。

こどもショートステイ事業は、児童虐待だけではなく疾病や育児疲れなどの理由で家庭での養育が一時的に困難になった場合、受け入れていただく事業となります。

養育相談を里親からいただく場合もあり、里親への支援は必要であると考え、第4期基本計画では基本的な方向に移動し、文言を変更しています。

(委員)

こども食堂やフードバンク等、食支援が地域でも活発に行われていますが、第4期基本計画では考え方に入れる必要があると考えます。食品ロスの解決のため、賞味期限が切れそうな食品を福祉施設に無料で提供する等を行うフードバンクの取り組みは、民間企業において行っています。

(部会長)

委員からのご意見のあった取り組みは市としても把握しているのでしょうか。

(庁内委員\_こども家庭G)

社会福祉協議会を通じて把握しているほか、市内でこども食堂を運営する団体も把握しています。

(委員)

市長から表明のあったこどもファーストは第4期基本計画でどのように関わるのでしょうか。

(事務局\_企画調整G)

こどもファーストについては、これからの市政を執行していくにあたって、こどもを一番にという考え方を示したものであり、この考え方に基づいて取り組む事業が第4期基本計画にも紐づけられると思います。そのため、個別にこどもファーストに関する計画を作成するのではなく、例えば、こどもファーストの代表的な取組である保育料の軽減は主要な施策「医療費、保育料、教育費等の支援」に位置づけられるといったイメージになります。

また、先ほど委員よりご意見のありましたこども食堂やフードバンク等の取り組みについては、市としてどのように関わりができるのか考える必要がありますが、いまの時代を象徴する取組であるため、市の側面的な支援を計画にどのように表現することができなのか等、庁内で検討したいと思います。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「こどもの権利擁護の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策Ⅱ「こどもの権利が尊重される社会の実現」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、これまでの意見と前回のご意見等を踏まえまして第3節「安心して子どもを生み育てられるまちをつくる」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

協議テーマ「経済支援・虐待」に関する部分のご意見等については、概ね出尽くしたかと思います。

続いて、協議テーマ「男女共同」に関する部分について、事務局より説明をお願いします。

(事務局\_企画調整 G)

引き続き事務局より、協議テーマ「男女共同」について、ご説明させていただきます。

第4節とこれを実現させるための施策について、第3期基本計画では第4節「男女共同参画社会の実現」、施策Ⅰ「男女の人権が尊重される社会の実現」、施策Ⅱ「男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現」としていましたが、性別や年齢、国籍等に関わらず互いの個性や人格、多様性が尊重される社会づくりの推進が求められており、男女共同の考えも含めた誰もが人権が尊重され活躍できる社会の実現を目指すことが必要であると捉え、また、本市が策定している男女共同参画基本計画の文言と整合性を図り、第4期基本計画から第4節「誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現」とし、施策を1つに統合して施策Ⅰ「互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現」とそれぞれ文言を変更しています。

次に、これを実現させるための基本的な方向についてですが、基本的な方向1「男女共同参画の推進」については、第3期基本計画から文言の変更はありませんが、第3期基本計画に位置づけていました施策Ⅰ－基本的な方向2「女性の人権保護」、施策Ⅱ－基本的な方向1「女性の社会参画の促進」は、どちらも男女共同参画の考え方に即していることから、基本的な方向1「男女共同参画の推進」に統合することとしています。

また、今後は性的マイノリティ（いわゆる LGBTQ）等も含めた全ての人権が尊重される社会づくりが求められると捉え、第4期基本計画から基本的な方向2「人権尊重社会の実現」を新たに位置づけています。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、第3期基本計画では男女平等意識を市民等へ浸透させるため「①家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発」としていましたが、考え方に大きな変更はありませんが、男女共同参画基本計画の文言と整合性を図り「①意識変革のための普及啓発活動の推進」に変更しています。

また、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、男女平等意識を市民等へ浸透させるため、市の施策を男女共同参画の視点で実施するよう努めるほか、男女共同参画社会の実現に向け、市民団体の協力のもと、各種啓発活動等、男女共同参画に関する理解と認識を深めることに努めるとしており、具体的な事業につきましては「男女共同参画社会づくり事業」が位置づけられています。

次に、関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談及び支援体制の充実に努める「②配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実」は第3期基本計画から文言の修正はありませんが、第3期基本計画の基本的な方向を統合したことに併せて、基本的な方向1「男女共同参画の推進」の主要な施策に位置づけています。

また、この主要な施策の考え方は、今ご説明したとおりとなり、具体的な事業につきましては、「民間シェルター運営補助金」が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では、女性の地域活動や市民活動に対する女性の積極的な参画の促進に努める「①地域活動、市民活動への女性参画の促進」、女性の職域の拡大、政策・方針決定過程への女性の登用促進に努める「②女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進」としていましたが、第3期基本計画の基本的な方向を統合したことに併せ、「③女性の地域活動・市民活動への参加及び各種審議会等への登用促進」と一つに統合し、基本的な方向1「男女共同参画の推進」の主要な施策に位置づけています。

次に、基本的な方向2を進めるための主要な施策についてですが、男女の人権に限らない人権尊重に向けた環境の整備に努める「①人権尊重に向けた環境整備」、本市ではパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を制定するため、取組を進めていますが、性的マイノリティ等の取組に関する「②性の多様性に配慮した環境整備」を第4期基本計画から新たに位置づけています。

以上で、「男女共同」に関する体系図の説明を終わります。

(部会長)

ありがとうございます。テーマ「男女共同」に係る体系図の文言について1つずつ協議を進めさせていただきます。

第4節「誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現」を達成するための施策1「互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現」、これを達成するための基本的な方向1「男女共同参画の推進」、これを達成するための主要な施策「①意識変革のための普及啓発活動の推進」、「②配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の

充実」、「女性の地域活動・市民活動への参画及び各種審議会等への登用促進」について、また、基本的な方向2「人権尊重社会の実現」、これを達成するための主要な施策「①人権尊重に向けた環境整備」、「②性の多様性に配慮した環境整備」について、第3期基本計画から文言等の変更や新たな施策を位置づけているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてまとめてご説明をお願いします。

(庁内委員\_市民協働G)

基本的な方向1「男女共同参画の推進」に紐付く主要な施策について、

1つ目、主要な施策「①意識変革のための普及啓発活動の推進」については、男女共同参画社会づくり事業が位置づけられています。

男女共同の推進を図るうえで、男女共同参画社会づくり推進会議を設けており、様々なフォーラムの開催や小学生向けの普及啓発を行っています。

2つ目、主要な施策「②配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実」については、市民協働グループの窓口にて、DV等の相談を受けています。また、DV等を受けている方で緊急的に保護が必要な方がいたのために、民間シェルターを運営している事業者にその運営の一部を補助しています。

3つ目、主要な施策「③女性の地域活動・市民活動への参画及び各種審議会等への登用促進」については、男女共同参画社会づくり推進会議における様々な取組がこの施策に繋がります。また、市では様々な審議会等があるため、各主審議会等において女性を登用していただくような取組を行っています。

次に、基本的な方向2「人権尊重社会の実現」に紐付く主要な施策について、

1つ目、主要な施策「①人権尊重に向けた環境整備」については、市の窓口での相談対応のほか、法務局で任命している人権擁護委員により相談窓口を設置しているため、市としても法務局と協力しながら、普及啓発を行っています。

2つ目、主要な施策「②性の多様性に配慮した環境整備」については、市で来年4月よりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始する予定であり、同性愛者の方が法律上は結婚できませんが、こういった方々が生きやすい世の中と社会にすることを目的にパートナーであることを市が認める制度となります。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策「③女性の地域活動・市民活動への参画及び各種審議会等への登用促進」についてですが、地域の活動では女性が頼りであり、男性より地域の活動に参加していただいています。一方で、各種審議会等の代表として参加するとなると女性は少ないと思います。地域での活動は積極的にしていただいています、代表となると尻すぼみしてしまいます。そのため、女性の地位をどうやって向上させるのかが課題であると思いますが、市としてはどのように考えているのでしょうか。

(庁内委員\_市民協働 G)

委員からのご意見のとおり、地域活動については町内会活動等で女性の方が多く参加されています。

各種審議会における女性の登用率については、国や北海道の目標に合わせて市も40%を目標としていますが、令和5年度の本市の実績は約25%に留まっており、目標を下回っています。

今後、どのような取り組みを進めることで登用率が向上するのか検討していますが、継続した周知啓発を実施するほか、男女共同参画におけるフォーラムや講演会等において女性の地位向上に関するテーマを設ける等、徐々に市民の理解を深めていただく取り組みを進める必要があると考えています。

(委員)

女性を登用し、その方々がリーダーシップをもって、地域の女性を引っ張っていくような体制が必要であると思います。

(委員)

協議体の中で女性が1人しかいないという状況があります。そういう状況にあると女性も辞めるに辞められないということもあります。

(事務局\_企画調整 G)

女性の登用については、社会全体の大きな問題であり、行政で実施できることは意識啓発等を継続して進めることであると考えます。

(部会長)

女性の登用はまだまだ足りないことから進める必要があると思います。

これを踏まえると、男女共同参画社会の実現はまだまだ達成していないため、全面的に打ち出すためにも第3期基本計画と同様に節に位置づける必要があるのではないかと思います。お示ししていただいている第4期基本計画の体系図案では基本的な方向に「男女共同参画の推進」とありますが、「推進」では少し弱く感じるため「実現」という言葉を使っていただきたいと思います。この体系図案では男女共同参画社会を目指すことが後退したように感じてしまいます。

(事務局\_企画調整 G)

男女共同参画に関する部分については、第3期基本計画を策定してからの10年間で考え方が大きく変わった部分であると考えます。第4期基本計画では、男女共同参画の重要性を軽視したり、本市では男女共同参画社会が実現し、解決したということではありません。

10年間の大きな変化により、男女という枠だけでは捉えられなくなっていると考え、体系図の上位に「誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現」とし、基本的な方向に「男女共同」と男女では括れない方々に配慮した社会の実現に取り組む「人権尊重社会」の2本柱として掲げることとしています。

ただ、部会長からいただいたご意見については、改めて庁内検討委員会で検討させていただきたいと思います。

(委員)

最近は男女に限らない考え方が様々なところででてきていることから、基本的な方向2の主要な施策「②性の多様性に配慮した環境整備」は重要な文言であると思います。

(部会長)

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょう

か。

これで市民自治推進委員会ぬくもり部会を終了いたします。